

基安発 0227 第 4 号
令和 6 年 2 月 27 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長
(公 印 省 略)

令和 6 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであります。また、平成 29 年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところであります。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 11 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 1,045 人、うち死亡者数は 28 人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業 202 件、製造業 220 件となっており、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例等も見られています。

については、令和 6 年の本キャンペーンを、別添の令和 6 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。